



扶養に入っているのに市県民税が課税されているのはなぜですか？

私は夫の扶養に入っていますが、市県民税の納税通知書が届きました。
どうしてでしょうか。

A 市県民税の課税基準と、扶養の所得要件が異なるため、
扶養されていても課税される場合があります。

扶養に入るのは、昨年の合計所得金額が 48 万円（給与収入のみの場合は 103 万円、65 歳以上で年金収入のみの場合は 158 万円）以下のかたです。

また、市県民税は合計所得金額が 41 万 5 千円（給与収入のみの場合は 96 万 5 千円、65 歳以上で年金収入のみの場合は 151 万 5 千円）を超えると課税されます。

市県民税は、前年の所得に対して課税されますので、今年扶養されていても、昨年に一定以上の所得があれば課税されます。（P10 参照）



ワンストップ特例制度は、どのような人が対象になりますか？

確定申告を行わなくてもふるさと納税の寄附金税額控除を受ける仕組みとして、ワンストップ特例制度があると聞きました。
どのような人が対象になりますか。

A 対象となるのは、次の1と2の両方に当てはまるかたです。

- 1 勤務先で年末調整される給与所得者等で、ふるさと納税の寄附金税額控除を受ける目的以外で、確定申告や市県民税の申告を行う必要がないかた。
- 2 ふるさと納税をされる自治体が5団体以内のかた

※ 確定申告を行わなければならない自営業者等のかたや、給与所得者のかたでも医療費控除等で確定申告を行うかたなどは対象になりません。

※ ひとつの自治体に複数回寄附した場合は、1団体としてカウントされます。寄附した自治体が5団体を超えた場合、その年はワンストップ特例制度の適用は受けられないと、確定申告を行ってください。

※ ワンストップ特例後に、確定申告や市県民税申告を行った場合、ワンストップ特例の対象外となります。

